

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和6年3月25日
長 崎 県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 長崎県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

- ・本県は九州の西部に位置し、東は佐賀県に接しており、北は日本海および南は東シナ海に面している。県土の45%は離島や半島から成り立ち、地形は複雑で急傾斜地が多く、面積は4,131平方キロメートルで、その広さは全国で37番目となっている。
- ・県の耕地面積は、45,700haで田畑比率は、46対54と畑の比率が大きく、水田の約48%が、1/20以上、畑の約9%が15度以上の急傾斜地であるが、県内各地では、びわ、ばれいしょ、みかん、いちごなど地形・天候等の地域の特性を生かした多様な農業が展開されている。
しかし、大消費地からは、遠隔地にあり、地理的条件には恵まれていない。
- ・県内には、合計2,881箇所のため池があり、これまでも老朽化により、早急に整備を要するため池について、改修を進めてきたところである。
これらのため池は、市町または水利組合等で管理を行っている。
- ・令和3年度からは、劣化状況、地震・豪雨耐性評価を行い、整備の必要性を判断し、決壊した場合の下流域への影響度および整備の緊急性が高く、地元同意が確認できた防災重点農業用ため池を推進計画に追加し、優先的に整備していく。

イ 所有者及び管理者の状況

別表1及び2のとおり

(2) 長崎県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）および後半5年（以下「後期」という。）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、令和7年度までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 193 箇所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの変状等が認められ、経過観察が、必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池および経過観察を行う者：別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により、防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/1年

イ 定期点検を行う者：ため池管理者または市町

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期および後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、令和8年度までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：52箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報：別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、浸水区域に多くの住宅又は公共施設があり、防災重点農業用ため池が決壊した場合に甚大な影響が生じるおそれがあるものとする。

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期および後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：15箇所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：54箇所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期および後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：9箇所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池：21箇所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報：別表2のとおり

- (3) 防災工事の実施にあたっての配慮すべき事項
 - ア 文化財保護担当部局との調整
 - ・計画段階で、担当部局と事前協議を行い、事業実施までに必要に応じて調査を行う。
 - イ 環境担当部局との調整
 - ・計画段階で、動植物や環境等の専門委員の意見を伺い、必要に応じて対応を検討する。
 - ウ 上水道担当部局との調整
 - ・上水道と農業用と共同利用がある場合、必要に応じて、計画段階で、担当部局と調整を行う。
 - エ その他
 - ・その他必要な協議について、事前に確認し、必要に応じて、担当部局と調整および協議を行う。
- 5 防災工事等の実施にあたっての市町との役割分担および連携に関する事項
 - (1) 防災工事等の実施主体
 - ア 劣化状況評価
 - ・防災重点農業用ため池については市町
 - イ 地震・豪雨耐性評価
 - ・防災重点農業用ため池については県
 - ウ 防災工事（廃止工事を除く。）
 - ・受益面積2ha以上で高度な技術を要する防災重点農業用ため池については県
 - ・上記以外の防災重点農業用ため池については市町
 - エ 廃止工事
 - ・防災重点農業用ため池の廃止については市町
 - (2) 技術指導等の内容

長崎ため池保全管理サポートセンターを長崎県土地改良事業団体連合会内に設置し、防災重点農業用ため池の保全管理に関する助言指導等を行う。

 - ア 相談対応：防災重点農業用ため池管理者等からの相談対応
 - イ 普及啓発：保全・管理に関する技術研修会
 - ウ 現地パトロール（保全・管理に伴う調査および指導）
 - (3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、土地改良事業団体連合会等関係者が必要に応じて、防災工事等における実施時期、工事内容等の検討を行い、防災工事等推進計画の見直しを検討する。
- 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項
 - (1) 応急的な防災工事または地震・豪雨時の応急措置の実施
 - ア 防災工事の完了までに応急的な防災工事が必要となる場合は、所有者および管理者、市町と協議し、必要となる応急的な防災工事を行なうことと低水位管理や管理・監視体制の強化を図る。

イ 地震・豪雨により、防災重点農業用ため池に決壊のおそれが生じた場合は、貯水位低下等の応急対策を講じ、安全性の確保に努める。

(2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

震度4以上の地震や大雨特別警報発令時の防災重点農業用ため池緊急点検時には、点検者の身の安全を確保しつつ、対象ため池の緊急点検を速やかに実施し、ため池防災支援システムを活用し、管理・監視体制の強化を図る。